



克服するための 「行動計画」を

【9月議会一般質問から】

子どもの貧困

週刊

日本共産党
市議会報告

2015年10月19日

第1344号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & F A X

350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14

☎ 355-8526

minamotonton@

jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203

☎ 354-9269

m5mise@jcom.

home.ne.jp

厚生労働省は2014年7月にまとめた「国民生活基礎調査」をもとに、2012年度の「相対的貧困率」は16.1%、「子どもの貧困率」は16.3%、ともに過去最悪を更新したとしています。この数字はデータをとり始めた1985年以来、過去最悪のものです。日本共産党は9月議会の一般質問で、子どもの貧困問題を市の重要な施策として位置づけて、克服するための取り組み強化を求めました。

一人が貧困！

子どもの貧困問題の特徴は、社会的に見えにくいことであるとされていますが、「子どもの貧困率」16.3%は、実に子ども六人に一人が貧困であるということになります。

貧困率16.3%を浦安市の人口にあてはめれば、約5100人（平成26年度・18歳以下の人口は約3万1700人）となります。

本市の実態について、日本共産党の質問に答えて、こども部長は、「単純に当てはめて算出することは適切ではない」と答えて、その理由を「たとえば、児童手当の支給では、所得制限限度額を夫婦子ども2人世帯の基準を年収960万円と設定し、この額を超えて特例給付を受ける世帯割合を各自治体では1割程度と見込んでいるが、本市の特例給付世帯の割合は約3割弱となっております。国の試算と比べて本市は所得水準が高い状況である。子どもの貧困の状況は各自治体によって各々違ってくるもの」と説明しました。

縦割りを超えて 横断的な検討を

日本共産党は「子どもは成長途上の存在であり、大人以上に手厚く守

らなければならない。子ども期に貧困であることの不利は子ども期だけにどまらない、成長し、大人になっても持続し、一生つきまとう可能性が高い」「子どもの貧困を本市の行政課題の大きなテーマにの一つにする必要がある」と主張し、「庁内全体で議論し、縦割り行政を超えて横断的に検討する会議はこれまでに開催してきたのか」と質しました。

こども部長は「特化した会議は開催しておりませんが、子ども子育て会議ワーキンググループを設置して、そのなかで、子ども子育てを取り巻く様々な課題について検討しているところだ」と答えました。

市は問題を狭く とらえている！

子どもの貧困をなくすための取り組みは、①教育、②生活支援、③保護者の就労保障、④経済的支援など多岐にわたります。日本共産党は、子どもの貧困を克服するための行動計画の策定を求めました。子ども部長は「貧困対策法では都道府県には計画策定の努力義務を課しているが、市町村には策定を義務付けていない」と答える一方で「今年3月策定の子ども子育て支援総合計画の中で、子育て家庭への経済的支援の充実も位置づけており、子どもの貧困についても十分対応できるもの」と答え、問題を狭く捉えていることが明らかになりました。

「子どもの貧困」に拍車かける 生活保護基準引き下げ

就学援助制度は小中学生が安心して勉学に励めるよう「学用品費や給食費、修学旅行費などを補助する制度です。日本共産党は9月議会一般質問で、貧困から子どもを守るための具体的な施策である「就学援助制度」の拡充を求めました。

就学援助制度にも波及！

不交付団体であるために、「準要保護世帯」への国からの交付金はありません。このような経緯もあり、全国的に制度の縮小が始まっています。

浦安市の生活保護基準の1.3倍未満

ところが、こうした制度縮小に拍車をかけることになったのが、生活保護基準（生活扶助基準）の切り下げです。「準要保護世帯」の認定基準を生活保護基準をもとにしていくためですが、浦安市は生活保護基準の1.3倍（収入金額）としています。

生活保護の生活扶助費の引き下げが、安倍政権の下で平

浦安市の受給状況（人数）

| 年度 | 小学校 | | 中学校 | | 合計 |
|----|------|----|------|----|-----|
| | 準要保護 | 保護 | 準要保護 | 保護 | |
| 25 | 441 | 60 | 263 | 41 | 805 |
| 26 | 422 | 53 | 283 | 39 | 797 |
| 27 | 397 | 58 | 283 | 33 | 771 |

今こそ 市は認定基準引上げを

就学援助制度は、小中学校に通う子どもに「生活保護世帯」とそれ以外の「準要保護世帯」とよばれる経済的に困難な世帯に対して、国と市町村が学用品などを支給する制度でした。

ところが、2005年から小泉内閣の三位一体改革の強行によって、制度に対する補助金が大幅に削減され、国からの財政支援の対象を生活保護世帯のみとし、「準要保護世帯」は用途を限定しない一般財源化しました。浦安市は

千葉県内の認定基準（2014年度）

| 自治体名 | 生活保護基準に対し |
|------|-----------|
| 市川市 | 所得が1.1倍未満 |
| 船橋市 | 収入が1.5倍未満 |
| 習志野市 | 所得が1.3倍未満 |
| 流山市 | 所得が1.1倍未満 |
| 八千代市 | 収入が1.5倍未満 |
| 香取市 | 収入が1.5倍未満 |
| 東金市 | 収入が1.3倍未満 |
| 鎌ヶ谷市 | 収入が1.5倍未満 |

成25年度から3年かけて段階的に行われていますが、これまでの対象者が除外される可能性があります。



日本共産党は「生活保護基準の引き下げを機械的に判断して、就学援助を縮減することとがなくてはならない」と指摘し、市の対応を質すとともに、「生活保護基準の引き下げは子どもの人数の多い世帯ほど縮減額が大きく、子どもの貧困に拍車をかけることになる、むしろ認定基準の引き上げこそ必要」と主張し、制度の拡充を求めました。

教育総務部長は「生活保護基準の見直しの影響が他の制度に及ばないようにすることを基本的考え方とする政府の対応方針の下、この方針に則りながら、社会情勢や国、近隣市の動向など総合的に勘案し進めていきたい」と従来通りの答弁に止まりました。

生活保護基準の引き下げの影響額

【35歳・30歳の夫婦、9歳・4歳の子ども2名の場合】
H24年度当初
20万570円
↓
H27年度
18万7240円に
13330円引き下げ
約7%の減額に